

令和5年度 第1回 綾部市地域公共交通活性化協議会

次 第

日 時 令和5年5月29日（月）
午後3時から
場 所 あやべ・日東精工アリーナ
（市民センター）研修室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 議 事

第1号議案

令和4年度事業報告及び決算報告について

第2号議案

令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について

第3号議案

奥上林地区での交通空白地有償運送の取組について

4 報告事項

あやバスのダイヤ改正について

5 閉 会

令和5年度 綾部市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(敬称略)

	所属	職名	氏名	備考
1	綾部市	市長	山崎善也	会長
2	綾部市自治会連合会	会長	高倉正明	副会長
3	京都大学大学院工学研究科	准教授	松中亮治	副会長
4	綾部市老人クラブ連合会	副会長	岸本義徳	
5	綾部市身体障害者協会	会計	西村純一	
6	綾女ねっと	会長	松本幸子	監事
7	日本交通株式会社	取締役兼福知山・綾部営業所長 京都北部地域担当	川本康博	
8	株式会社関西丸和ロジスティクス	運行システム事業本部長	竹本浩二	代理出席 課長 四方昌人
9	日本交通労働組合綾部支部	支部長	山崎均	欠席
10	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社	副支社長	野口明	欠席
11	特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア	理事長	玉川弘信	
12	特定非営利活動法人於与岐みせん	理事長	上野司	
13	国土交通省近畿運輸局 京都運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	稲留健一郎	随行 運輸企画専門官 貴嶋聡
14	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所長	犬丸潤	代理出席 総括保全対策官 西本一郎
15	京都府中丹東土木事務所	所長	細井浩一	代理出席 企画調整課長 羽野晋章
16	京都府綾部警察署	署長	山口達也	代理出席 交通課長 渡邊徹
17	綾部商工会議所	会頭	材木正己	監事 代理出席 事務局長 芦谷匡哲
18	綾部市社会福祉協議会	会長	朝倉正道	
19	一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 綾部地域本部	地域本部長	平野正明	
20	あやべボランティア総合センター	運営委員長	葛目光男	代理出席 運営副委員長 前田道子
21	京都府中丹広域振興局	局長	高屋奈尾子	代理出席 企画・連携推進課長 田淵俊成
22	綾部市	市民環境部長	上原季司	

【事務局】

1	綾部市市民環境部市民協働課	課長	浅尾則夫	
2	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	課長補佐	田中恵美	
3	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	主任	横山成之	

令和5年度 第1回 綾部市地域公共交通活性化協議会 配席図

ステージ

綾部市自治会連合会

京都大学大学院工学研究科

高倉副会長

山崎会長

松中副会長

議長席

近畿運輸局京都運輸支局
稲留委員

綾部市老人クラブ連合会
岸本委員

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所
犬丸委員
(代理出席 総括保全対策官 西本一郎)

綾部市身体障害者協会
西村委員

京都府中丹東土木事務所
細井委員
(代理出席 企画調整課長 羽野晋章)

綾女ねっと
松本委員

綾部警察署
山口委員
(代理出席 交通課長 渡邊徹)

日本交通株式会社
川本委員

綾部商工会議所
材木委員
(代理出席 事務局長 芦谷匡哲)

(株)関西丸和ロジスティクス
竹本委員
(代理出席 課長 四方昌人)

綾部市社会福祉協議会
朝倉委員

あやべ福祉フロンティア
玉川委員

北部地域連携都市圏振興社
平野委員

於与岐みせん
上野委員

あやべボランティア総合センター
葛目委員
(代理出席 運営副委員長 前田道子)

綾部市
上原委員

京都府中丹広域振興局
高屋委員
(代理出席 企画・連携推進課長 田淵俊成)

事務局
田中

事務局
浅尾

事務局
横山

随行席

報道席

報道席

傍聴席

傍聴席

傍聴席

入口

入口

令和4年度事業報告

○綾部市地域公共交通計画の策定

行政や各交通関連事業者、住民等が連携・協働し、将来にわたり持続可能な地域の公共交通を確保するため、令和4年4月に綾部市地域公共交通活性化協議会を設立。6回の協議会の開催に加え、広く意見を募集するパブリックコメントを令和5年1月に行い、同年3月に「綾部市地域公共交通計画」を策定した。

第1回 綾部市地域公共交通活性化協議会

日時：令和4年4月26日（火曜日）13時30分～15時20分

場所：綾部市ものづくり交流館多目的ホール（北部産業創造センター2階）

内容：（仮称）綾部市地域公共交通活性化協議会の設立について

地域公共交通計画の策定についての説明

（国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 稲留様）

基調講演 「地域で支える公共交通」

（京都大学大学院工学研究科 准教授 松中様）

議事：第1号議案 綾部市地域公共交通活性化協議会規約（案）

第2号議案 役員の選出

第3号議案 綾部市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

第4号議案 令和4年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）

上記議案、原案のとおり承認

第2回 綾部市地域公共交通活性化協議会

日時：令和4年8月8日（月）13時30分～14時30分

場所：綾部市I・Tビル 2階 多目的ホール

議事：第1号議案 安全性確保が必要なバス停の移設について

第2号議案 口上林地域での交通空白地有償運送の取組について

上記議案、原案のとおり承認

報告：綾部市地域公共交通計画について

第3回 綾部市地域公共交通活性化協議会

日時：令和4年9月14日（水）13時30分～15時00分

場所：綾部市I・Tビル 2階 多目的ホール

議事：第1号議案 綾部市地域公共交通計画の素案について

上記議案、原案のとおり承認

報告：あやバス等の取組報告について

第4回 綾部市地域公共交通活性化協議会

日時：令和4年11月1日（火）13時30分～14時30分

場所：綾部市ものづくり交流館（北部産業創造センター2階）

議事：第1号議案 綾部市地域公共交通計画（案）について

上記議案、原案のとおり承認

第5回 綾部市地域公共交通活性化協議会

日時：令和4年12月21日（水）14時00分～15時15分

場所：あやべ・日東精工アリーナ（綾部市市民センター）研修室

議事：第1号議案 綾部市地域公共交通計画（案）について
上記議案、原案のとおり承認

第6回 綾部市地域公共交通活性化協議会

日時：令和5年2月16日（木）14時00分～14時35分

場所：綾部市ものづくり交流館

議事：第1号議案 綾部市地域公共交通計画（案）のパブリックコメントについて
第2号議案 地域公共交通調査事業（国庫）の事業評価について
第3号議案 口上林地域での交通空白地有償運送の取組内容の一部変更について
上記議案、原案のとおり承認

令和4年度決算報告

■収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増 減	摘 要
補 助 金	729,400	729,400	0	【国】地域公共交通確保維持改善事業費補助金
	3,647,000	3,267,052	△379,948	【市】綾部市地域公共交通計画策定事業補助金
雑 収 入	0	17	17	預金利息
計	4,376,400	3,996,469	△379,931	

■支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増 減	摘 要
会 議 費	401,000	456,238	55,238	委員報酬 345,000 旅費 34,420 会場使用料 76,818
事 業 費	3,476,000	3,245,000	△231,000	計画策定業務委託料
事 務 費	499,400	295,231	△204,169	消耗品 46,356 印刷製本費 188,268 郵便料 31,292 振込手数料 29,315
計	4,376,400	3,996,469	△379,931	

収入総額：3,996,469 円

支出総額：3,996,469 円

差引残額：0 円

【 会 計 監 査 報 告 】

本年5月18日に、綾部市地域公共交通活性化協議会規約第9条第2号の規定に基づき、令和4年度決算書について監査したところ、通帳、支出伝票などについて、適正に処理・執行されていることを確認しましたので、報告いたします。

令和5年5月18日

綾部市地域公共交通活性化協議会
会長 山 崎 善 也 様

監 事 松本 幸子
監 事 松本 正己

模造防止のため、印は省略しています。
押印された原本は事務局で保管しています。

令和5年度事業計画（案）

（１）綾部市地域公共交通計画の進捗管理

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、「地域公共交通計画」（以下「公共交通計画」という。）の実施に係る連絡調整を行う。

（２）地域輸送サービスについての協議

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

綾部市地域公共交通計画に係る事業一覧

基本方針	施策	具体的な事業の項目	R5重点事業	実施主体					
				綾部市	JR西日本	京都交通	タクシー事業者	その他関係者	地域住民
地域内交通の維持と利便性向上	①-1 あやバスのダイヤやルートの見直し	あやバスのダイヤやルートの見直し	◎	○					
		綾部駅北口のあやバス乗入れ	◎	○					
		まちなか循環ルートの検討		○					
	①-2 地域拠点までのラストワンマイル対策	先行事例による地域主体の移動手段導入のための講演会の実施	◎	○				○	○
		地域拠点を起終点としたデマンド型の移動手段の導入の検討		○			○		○
	①-3 駅やバス停の待合環境の向上	バス停の待合環境の整備		○					○
		高津駅のバリアフリー及び周辺の移動円滑化対策		○	○				
	①-4 タクシーとの連携による外出支援	運転免許証自主返納者へのタクシーチケットの配布			○			○	
		帰宅時間帯の公共交通サービスの確保			○			○	
		あやバス区間定期券(学割)の購入者に対するタクシー利用への支援			○			○	
	①-5 あやバスの維持存続・サービス見直し等に関する基準づくり	綾部市コミュニティバス等の見直し・新設のガイドライン（仮称）の作成			○				

基本方針	施策	具体的な事業の項目	R 5 重点 事業	実施主体					
				綾 部 市	J R 西 日 本	京 都 交 通	タ ク シー 事 業 者	そ の 他 関 係 者	地 域 住 民
広域的な連携・交流の強化	②-1 大学生の通学運賃補助の継続実施	綾部市鉄道利用通学費補助金の継続・拡充	◎	○					
	②-2 健康長寿定期 65の拡充	京都交通での健康長寿定期 65 の適用の検討	◎	○		○			
	②-3 公共交通を使った観光の促進	公共交通による市内観光モデルルートや市外企画旅行の作成	◎	○	○	○	○	○	
京都市内からの来訪者に対する企画乗車券の開発			○		○		○		
公共交通を支える人材と意識の育成	③-1 人材確保対策（人材不足解消）	運転手体験を含めた企業説明会や中学・高校生向けの職業体験の実施		○			○		
		求人サイトの掲載費用や受験資格特例教習の一部支援	◎	○			○		
		女性タクシー運転手との座談会の実施		○			○		
	③-2 モビリティ・マネジメントの実施	自治体職員への公共交通利用促進の働きかけ	◎	○					
		自治体職員を対象としたワークショップの開催	◎	○					
		あやバス絵画展の実施	◎	○				○	○
		児童や高齢者等を対象としたあやバスの乗り方教室の開催	◎	○				○	○
		綾部鉄道バスキッズクラブ（仮称）による体験学習等の実施	◎	○	○	○		○	○
	小・中学生を対象とした休日のあやバス無料化の検討	◎	○				○		
	③-3 あやバスモニター制度の実施	あやバスモニター制度の実施		○					○
③-4 あやバス運転手の接遇サービス向上	運転手の接遇サービス向上のための研修の実施		○				○		
	車内アナウンスの環境整備	◎	○				○		

基本方針	施策	具体的な事業の項目	R5重点事業	実施主体						
				綾部市	JR西日本	京都交通	タクシー事業者	その他関係者	地域住民	
最新の情報技術の活用や情報発信の強化	④-1 情報発信の強化・多様化・周知徹底	最新の情報発信ツールを活用したあやバス情報の発信		○				○		
		情報発信の強化	◎	○				○		
	④-2 公共交通のキャッシュレス化（交通系ICカードシステム等）の拡充	運転免許証自主返納者に対するICOCA購入費用補助の実施			○	○				
		バスやタクシーでのキャッシュレス化の実施			○		○			
	④-3 高齢者向けの公共交通利用教室の実施	スムーズな乗車券等購入のための人員配置強化	◎		○	○				
		JR西日本と連携したスマホ教室の開催	◎		○	○				
	④-4 産官学連携によるデジタル技術等を用いた交通課題解消の研究	あやバスの静的GTF S整備及びJR西日本スマホアプリ(WESTER)との連携	◎		○	○				
		あやバスの位置情報や遅延情報の発信			○				○	
		自動運転やMa a Sなどの産官学連携による最新技術の導入に向けた研究			○	○	○	○	○	

令和5年度予算（案）

■収入の部

（単位：円）

区 分	予 算	前年度予算	増 減	摘 要
補 助 金	500,000	4,376,400	△3,876,400	綾部市団体事業補助金
雑 収 入	0	0	0	
計	500,000	4,376,400	△3,876,400	

■支出の部

（単位：円）

区 分	予 算	前年度予算	増 減	摘 要						
会 議 費	400,000	401,000	△1,000	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">委員報酬</td> <td style="text-align: right;">300,000</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td>会場費</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> </table>	委員報酬	300,000	旅費	50,000	会場費	50,000
委員報酬	300,000									
旅費	50,000									
会場費	50,000									
事 業 費	0	3,476,000	△3,476,000							
事 務 費	100,000	499,400	△399,400	郵便料、振込手数料等						
計	500,000	4,376,400	△3,876,400							

綾部市地域公共交通計画 5ヵ年ロードマップ

基本方針									
施策									
取組内容		計画編記載スケジュール							
実施主体	進捗	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 以降		
基本方針①地域内交通の維持と利便性の向上 ～全ての市民が安心して生活できるための公共交通サービスの維持・確保～									
①-1 あやバスのダイヤやルートの見直し									
あやバスのダイヤやルートの見直し		ダイヤ等検討		R6.4 新ダイヤ等での運行(ダイヤ改正) 次期ダイヤ改正に向けた検討			R9.4 新ダイヤ等での運行(ダイヤ改正) 次期ダイヤ改正に向けた検討		
綾部市		ルート・ダイヤの決定、運行業者の決定		意見交換の実施、モニター調査など					
綾部駅北口のあやバス乗入れ		実現可能性を検討・調整し、乗入れを開始							
綾部市		ルート・ダイヤの可能性調査		ルート・ダイヤの可能性継続調査					
まちなか循環ルートの導入		実現可能性の検討							
綾部市		需要見込みやダイヤ・ルートの可能性調査 あやバスの循環ルートの実現可能性の検討		需要見込みやダイヤ・ルートの可能性調査 あやバスの循環ルートの実現可能性の検討					
①-2 地域拠点までのラストワンマイル対策									
先行事例による地域主体の移動手段導入のための講演会の実施		導入を希望する地域等に応じて、講演会等を実施							
先行事例の団体、タクシー事業者、 地域住民、綾部市		関係団体、住民参加の講演会の実施		関係団体、住民参加の後援会の継続実施					
地域拠点を起終点としたデマンド型の移動手段等の導入		実現可能性を検討し、導入可能な地域から実施							
先行事例の団体、タクシー事業者、 地域住民、綾部市		運行計画や需要見込みなど、実現可能性を検討 関係者等との協議・調整		運行計画や需要見込みなど、実現可能性を検討 関係者等との協議・調整					
①-3 駅やバス停の待合環境の向上									
バス停の待合環境の整備		必要性や整備内容等を検討し、実現可能な箇所や地域から実施							
J R西日本、地域住民、綾部市		必要性や整備内容等の検討 関係者等との協議・調整		必要性や整備内容等の検討 関係者等との協議・調整					
高津駅のバリアフリー及び周辺の移動円滑化対策		調査・測量・設計の実施 → 工事施工							
J R西日本、地域住民、綾部市					高津駅上り線ホーム(綾部行のホーム)にスロープを設置 踏切幅を含む市道の拡幅改良を実施				
①-4 タクシーとの連携による外出支援									
運転免許証自主返納者へのタクシーチケットの配布		実現可能性の検討							
タクシー事業者、綾部市		関係者等と協議・調整し、実現可能性を検討		関係者等と協議・調整し、実現可能性の継続検討					
帰宅時間帯の公共交通サービスの確保		実現可能性を検討し、必要に応じて実証実験を実施							
タクシー事業者、綾部市		高校生の帰宅時間帯や帰宅時の交通手段等に関する調査 期間や路線を限定したあやバス増便や乗合タクシー方式による増便 の実証実験		高校生の帰宅時間帯や帰宅時の交通手段等に関する調査 期間や路線を限定したあやバス増便や乗合タクシー方式による増便の実証実験					

綾部市地域公共交通計画 5ヵ年ロードマップ

基本方針									
施策									
取組内容		計画編記載スケジュール							
実施主体	進捗	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 以降		
あやバス区間定期券(学割)の購入者に対するタクシー利用への支援		実現可能性の検討							
タクシー事業者、綾部市		必要性や整備内容等の検討 関係者等との協議・調整	必要性や整備内容等の検討 関係者等との協議・調整						
①-5 あやバスの維持存続・サービス見直し等に関する基準づくり									
綾部市コミュニティバス等の見直し・ 新設のガイドライン(仮称)の作成		実現可能性の検討				運用開始	必要に応じて適宜見直し		
綾部市		評価指標や評価基準、ルート等の見直し・新設を判断するためのフ ローを検討	評価指標や評価基準、ルート等の見直し・新 設を判断するためのフローを検討	ガイドラインの適用					
基本方針②広域的な連携・交流の強化 ～地域全ての公共交通を便利につなぎ、隣接市や都市部でも近くに感じられる移動サービスの実現～									
②-1 大学生の通学運賃補助の継続実施									
綾部市鉄道利用通学費補助金の継続・拡充		現在の取組を継続的に実施、拡充の検討							
綾部市		綾部市鉄道利用通学費補助金制度の継続。補助内容等の拡充	綾部市鉄道利用通学費補助金制度の継続。補助内容等の拡充						
②-2 健康長寿定期65の拡充									
京都交通での健康長寿定期65の適用		関係者等との協議・調整の上、健康長寿定期65の適用を実施							
京都交通、綾部市		京都交通福知山線での利用について関係者等と協議・調整	京都交通福知山線での利用について関係者等と協議・調整						
②-3 公共交通を使った観光の促進									
公共交通による市内観光モデルルートや市外企画旅行の作成		ルート等を検討・作成し実施							
JR西日本、京都交通、タクシー事業 者、観光協会、周辺自治体、綾部市		JRとあやバスが連携した日帰り観光プランを企画 森の京都DMOや海の京都DMOとの連携	JRとあやバスが連携した日帰り観光プランを企画 森の京都DMOや海の京都DMOとの連携						
京都市内からの来訪者に対する企画乗車券の開発		継続							
JR西日本、京都交通、タクシー事業 者、観光協会、周辺自治体、綾部市		関係者等との協議・調整	関係者等との協議・調整						
基本方針③公共交通を支える人材と意識の育成 ～公共交通の維持・確保・活性化に向けて、全ての世代や関係者が協働する～									
③-1 人材確保対策(人材不足解消)									
運転手体験を含めた企業説明会や 中学・高校生向けの職業体験の実施		京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会と連携し実施							
タクシー事業者、綾部市		京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会と連携	京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会と連携						
求人サイトの掲載費用や受験資格特例教習の一部支援		支援方法や支援内容等を検討し、可能な内容から実施							
タクシー事業者、綾部市		支援方法や支援内容等を検討 「受験資格特例教習」の実施教習費用の一部支援を検討	支援方法や支援内容等を検討 「受験資格特例教習」の実施教習費用の一部支援を検討						
女性タクシー運転手との座談会の実施		関係者等との協議・調整の上、座談会を実施							
タクシー事業者、綾部市		女性運転手との座談会を開催	女性運転手との座談会を開催						

綾部市地域公共交通計画 5ヵ年ロードマップ

基本方針									
施策									
取組内容		計画編記載スケジュール							
実施主体	進捗	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 以降		
③-2 モビリティ・マネジメントの実施									
自治体職員への公共交通利用促進の働きかけ		現在の取組を継続的に実施							
J R西日本、京都交通、タクシー事業者、地域住民、綾部市		公共交通利用に繋がる情報発信	公共交通利用に繋がる情報発信						
自治体職員を対象としたワークショップの開催		現在の取組を継続的に実施							
J R西日本、京都交通、タクシー事業者、地域住民、綾部市		公共交通に関するワークショップを開催	公共交通に関するワークショップを開催						
あやバス絵画展の実施		現在の取組を継続的に実施							
J R西日本、京都交通、タクシー事業者、地域住民、綾部市		小学生や園児を対象としたあやバス絵画展の実施	小学生や園児を対象としたあやバス絵画展の実施						
児童や高齢者等を対象としたあやバスの乗り方教室の開催		関係者等との協議・調整の上、乗り方教室を開催							
J R西日本、京都交通、タクシー事業者、地域住民、綾部市		児童や高齢者等を対象としたあやバスの乗り方教室の開催	児童や高齢者等を対象としたあやバスの乗り方教室の開催						
綾部鉄道バスキッズクラブ(仮称)による体験学習等の実施		関係者等との協議・調整の上、体験学習内容を検討し実施							
J R西日本、京都交通、タクシー事業者、地域住民、綾部市		綾部鉄道バスキッズクラブ(仮称)の設置 地域や公共交通事業者、綾部市が連携し企画を検討	地域や公共交通事業者、綾部市が連携し企画を検討						
小・中学生を対象とした休日のあやバス無料化		実現可能性を検討し実施							
J R西日本、京都交通、タクシー事業者、地域住民、綾部市		関係者等との協議・調整 可能な内容から実施	関係者等との協議・調整 可能な内容から実施						
③-3 あやバスモニター制度の実施 (3年に1回のダイヤ改正にあわせて実施)									
あやバスモニター制度の実施				開催				開催	
地域住民、綾部市				あやバスモニター制度 懇談会等の開催				あやバスモニター制度 懇談会等の開催	
③-4 あやバス運転手の待遇サービス向上									
運転手の待遇サービス向上のための研修の実施		現在の取組を継続的に実施							
綾部市		安全教育指導の実施	安全教育指導の継続実施						
車内アナウンスの環境整備		必要な機器の仕様等を検討し、可能な時期に整備							
綾部市		運転手用ピンマイクなどの整備	運転手用ピンマイクなどの整備						
基本方針④最新の情報技術の活用や情報発信の強化 ～最新技術等の積極的な活用や情報発信の強化等で、地域の魅力や活力を高める～									
④-1 情報発信の強化・多様化									
最新の情報発信ツールを活用したあやバス情報の発信		情報発信ツールのトレンドに応じて、導入可能なツールから対応							
観光協会、綾部市		最新ツールで発信できるよう検討	最新ツールで発信できるように検討						

綾部市地域公共交通計画 5ヵ年ロードマップ

基本方針									
施策									
取組内容		計画編記載スケジュール							
実施主体	進捗	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 以降		
情報発信の強化		可能な内容から実施							
観光協会、綾部市		多言語化 最新ツールで発信できるよう検討	多言語化 最新ツールで発信できるよう検討						
④-2 公共交通のキャッシュレス化（交通系ICカードシステム等）の拡充									
運転免許証自主返納者に対するICOCA購入費用補助の実施		実現可能性の検討							
JR西日本、京都交通、タクシー事業者、綾部市		関係者等と協議・調整	実現可能性の検討						
バスやタクシーでのキャッシュレス化の実施		実現可能性の検討、最新情報の収集等							
JR西日本、京都交通、タクシー事業者、綾部市		バス、タクシーでの実現可能性を検討	バス、タクシーでの実現可能性を検討						
④-3 公共交通の使いやすさ・利用しやすさの向上									
スムーズな乗車券等の購入のための人員配置強化		検討		実施					
JR西日本、綾部市		関係者等と協議・調整	人員の配置						
JR西日本と連携したスマホ教室の開催		実施							
JR西日本、綾部市		関係者等の調整・開催	継続開催						
④-4 産官学連携によるデジタル技術等を用いた交通課題解消の研究									
あやバスの静的GTF S整備及びJR西日本スマホアプリ(WESTER)との連携		あやバスデータのGTF S化の実施							
JR西日本、京都交通、タクシー事業者、大学や企業、近隣自治体、綾部市		GTF Sデータの作成	GTF Sデータの作成						
あやバスの位置情報や遅延情報の発信		実現可能性の検討							
JR西日本、京都交通、タクシー事業者、大学や企業、近隣自治体、綾部市		効果等、実現可能性を検討	実現可能性を検討						
自動運転やMa a Sなどの産官学連携による最新技術の導入に向けた研究		関係者等と協議・事例研究							
JR西日本、京都交通、タクシー事業者、大学や企業、近隣自治体、綾部市		関係者等と協議・研究を進める	関係者等と協議・研究を進める						

資料 3

奥上林地域での交通空白地有償運送の取組について

◎取組概要

奥上林地域のラストワンマイルを解消するため、自宅付近とあやバス上林線大町バスターミナル間、奥上林診療所（奥上林公民館）をデマンド方式で輸送する。

◎実施主体

奥上林地区の交通とくらしを考える会（任意団体）

代表者 会長 岩見修一

所在地 綾部市故屋岡町三反田15番地

（綾部市林業者等健康管理センター内）

◎対象世帯

約215世帯（奥上林地区）

◎開始時期

令和5年8月スタート予定

◎取組概要

①大町バスターミナル

運行日：月4回（2週目の月曜日・水曜日）（4週目の月曜日・金曜日）

1日3便

区 域：利用者自宅付近と大町バスターミナル

時間帯：往路 午前7時45分 市茅野停留所発

復路 午後1時25分、午後3時25分 大町バスターミナル発

予 約：志摩機械株式会社（奥上林サポートセンター）

受付時間は午前10時から午後3時まで（年末年始以外）

乗車2日前までに予約必要

②奥上林診療所（奥上林公民館）

運行日：月4回（毎週木曜日）

区 域：利用者自宅付近と奥上林診療所（奥上林公民館）

時間帯：午後1時から午後4時まで

予 約：奥上林診療所 当日の午前11時から午後1時まで

旅客の範囲 地域住民及び関係者（一般旅客は対象外）

車 両 2台（志摩機械株式会社所有の奥上林サポートセンター車）

運 転 手 3人（第一種運転免許保有＋自家用有償旅客運送の種類に応じた大臣認定講習の受講者）

料	金	片道200円／一人
		事前に連合会事務所で乗車券購入。現金の取り扱いはなし。
運行管理	責任者	岩見修一
整備管理	責任者	志摩敏樹
事故対応	責任者	岩見修一
苦情処理	責任者	岩見修一

◎事業費 年間事業費 600,000円

内訳

収入	運賃	114,900円 (①運賃 40,000円、②診療所 74,900円)
		※①1ヶ月10名×10ヶ月×400円 =40,000円 (予測)
		※②187人×400円≒74,900円
	市補助金	420,000円 (600,000円×0.7)
	負担金	65,100円 (自治会連合会負担金等)
	計	600,000円
支出	運行費	600,000円 (志摩機械運行委託料)
		※事務経費含む
	計	600,000円

◎別添資料

- (1) 奥上林地区の交通とくらしを考える会 規約
- (2) 奥上林地区の交通とくらしを考える会 組織図
- (3) 区域・路線図

奥上林地区の交通とくらしを考える会 規約

令和4年12月14日制定

(名 称)

第1条 この会は、「奥上林地区の交通とくらしを考える会」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、京都府綾部市故屋岡町三反田15番地の「奥上林地区公民館」に置く。

(目 的)

第3条 この会は、公共交通がない地域や、バス停までの距離がありバスを利用できない地域住民の生活に必要な移動手段を確保し、地域の利便性を高め、住み慣れた地域で生き生きと生活ができるよう寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 道路運送法の規定に基づく交通空白地有償運送事業
- (2) その他、目的達成のために必要な事業

(会 員)

第5条 この会の会員は、奥上林地区自治会連合会の会員とし、その親族関係者も会員に含むものとする。

- 2 奥上林地区自治会連合会内の自治会長から入会申し込みがあり、役員会で承認した場合は、地域外からの入会希望者も入会できるものとする。

(会 費)

第6条 会員からの会費は、徴収しないものとする。

(会員の資格)

第7条 会員が自治会連合会を脱退したときは、その資格を喪失する。

(除 名)

第8条 会員が、次の各号に該当する行為を行ったときは、「役員会」での決議により、除名することができる。ただし、この場合、議決の前に、会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) この組織の名誉を著しく傷つける行為を行ったとき

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 3人
- (4) 庶務・会計 1人
- (5) 監事 2人
- (6) 役員 12人

2 必要に応じて相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第10条 役員は、奥上林地区自治会連合会役員等があたり、総会での承認を得るものとする。

- (1) 会長は、奥上林地区自治会連合会会長が兼務する。
- (2) 副会長は、奥上林地区自治会連合会副会長が兼務する。
- (3) 理事は、睦寄町、故屋岡町、光野町・老富町の各自治会長代表が兼務する。
- (4) 庶務・会計は、奥上林地区公民館主事が兼務する。
- (5) 監事は、奥上林地区自治会連合会監事が兼務する。

(役員の仕事)

第11条 会長はこの会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会長・副会長を補佐し、会の運営にあたる。
- 4 庶務・会計は、会の運営に伴う会計事務にあたる。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、各選出母体の任期とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、後任を選出し、任期は残任期間とする。

(役員報酬)

第13条 役員に対する報酬は、支払わない。

(総 会)

第 14 条 総会は、年 1 回開催し、必要に応じ臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

3 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事会が招集の必要を決議したとき

4 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び予算案の決定

(2) 事業報告及び決算報告の承認

(3) 役員を選任及び会員の除名

(4) 規約の変更

(5) その他重要事項で理事会において必要と認める事項

5 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席により（委任状含む）、出席者の過半数をもって議決する。

6 会長が必要と認めたときは、理事会を総会に代えることができる。

(議事録)

第 15 条 総会の議事については、審議事項並びに議決事項を記載した議事録を作成しなければならない。なお、議事録に議長及び監事の署名捺印を求める。

(役員会及び理事会)

第 16 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(1) 不測事態が発生したとき

(2) 第 17 条 3 項の規定による、運行内容の見直し

(運 行)

第 17 条 道路運送法の規定に基づく交通空白地有償運送事業を行う際には、志摩機械株式会社

会社に運行を委託する。

2 運行の詳細は、別に定める。

3 利用者が少ない場合、運行内容を随時見直し、適切な運行内容となるよう努める。

運行内容を見直す際には、綾部市とも連携を図ることとする。

4 運行内容を変更するときは、志摩機械株式会社と協議し、総会での承認を得なければならない。

(解 散)

第 18 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の継続ができない場合

(3) 所轄庁による認証の取消

- 2 前項第1号の事由により解散するときは、会員の2分の1以上の承諾を得なければならない。
- 3 前項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の承認を得なければならない。

(会 計)

第19条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第20条 この規約に定めることのほか必要な事項は、役員会において決める。

附 則

この規約は、令和5年 月 日から施行する。

別 添

■運行に係る詳細について

- 1 運行方式は、デマンド方式での運行とする。
- 2 デマンド方式での運行は、以下のとおりとする。
 - ①運行日は、月4日間（毎月第2週目の月曜日と水曜日、第4週目の月曜日と金曜日）で、1日3便とする。
 - ②運行区間は、各自治会バス停と大町バスターミナル間とする。
 - ③バス停は、別添路線図のとおり。
 - ④バス停時刻は、別添バス運行時刻表のとおり。
 - ⑤第1便は、8時45分発、市立病院前行きに間に接続。
 - ⑥第2便は、13時25分、第3便は15時25分に大町バスターミナルを出発し、利用者の自宅付近まで送迎する。
- 3 デマンド方式での診療所運行は、以下のとおりとする。
 - ①運行日は、毎週木曜日とする。
 - ②運行区間は、利用者自宅と奥上林診療所間とする。
 - ③予約は、当日12時までに奥上林診療所に申し込みが必要。
- 4 運賃は、1乗車200円とする。

ただし、乗車時には現金授受は行わず、事前に本会事務所で乗車券を購入するものとする。
- 5 利用方法は、事前予約制で2日前までに申し込みが必要。※（午前便・午後便）
 - ①受付は、午前10時～午後3時まで
 - ②電話は、0773-55-0720（奥上林サポートセンター）
 - ③（年末年始は、受付できません。）
- 6 予約内容は、下記の内容をお知らせください。
 - ①お名前、電話番号、自治会名
 - ②お出かけの日 ○月○日（午後便13時25分、15時25分）

〔奥上林地区の交通とくらしを考える会〕

【組織図】

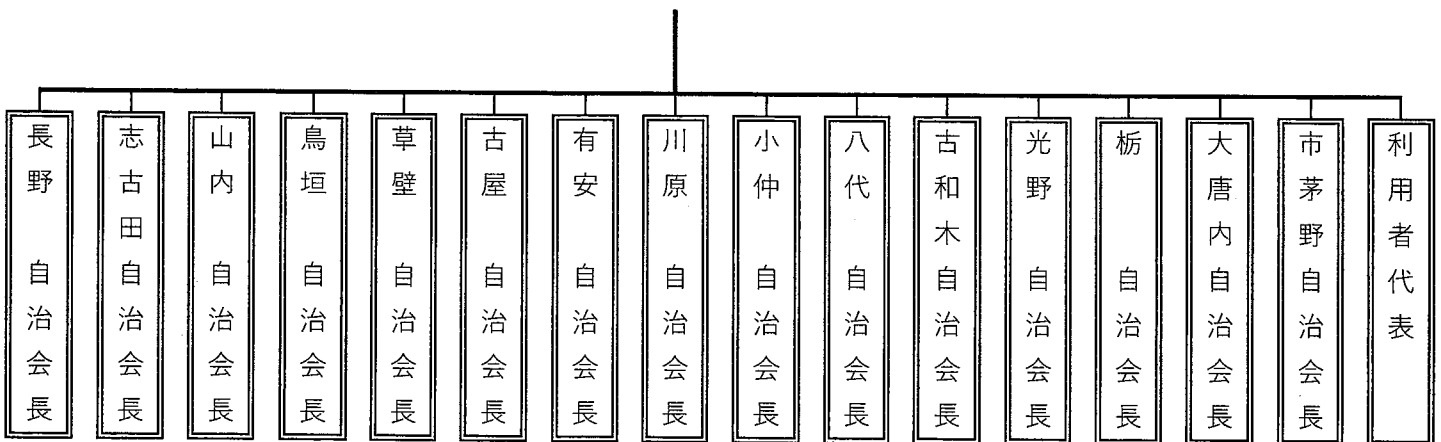
総会 一 監事 2名

会長 一 自治会連合会会長

理事

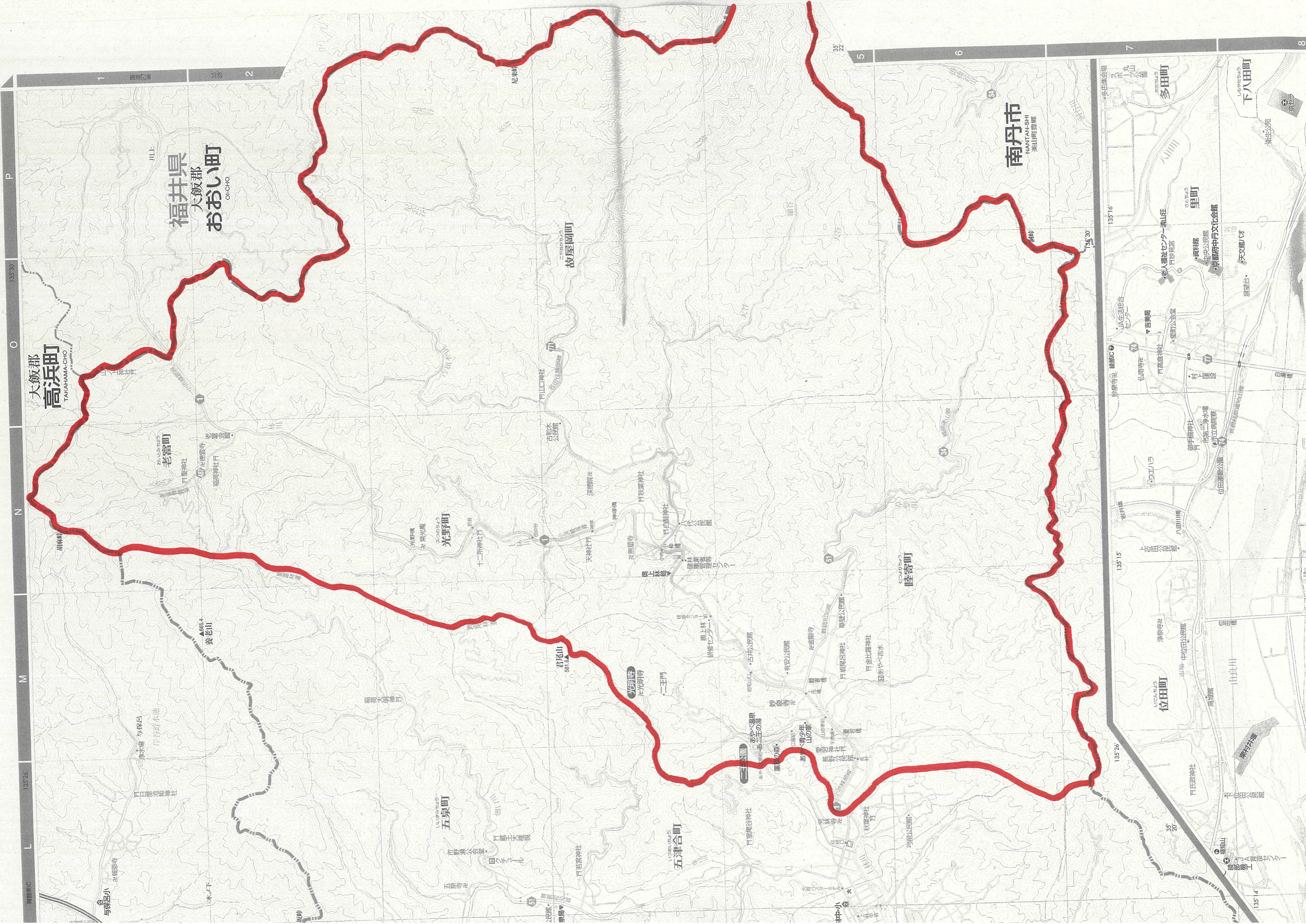
自治会副連合会長	1名
睦寄地区代表自治会長	1名
故屋岡地区代表自治会長	1名
光野・老富代表自治会長	1名
公民館主事	1名

役員



事務局 奥上林地区自治会連合会

協力事業者 奥上林サポートセンター



大飯郡
高浜町
TAKAHAMA-CHO

福井県
大飯郡
おおい町
OI-CHO

南丹市
NANTAN-SHI
美山町選別

老富町
オホトミ

光野町
ミツノ

五泉町
イツクミ

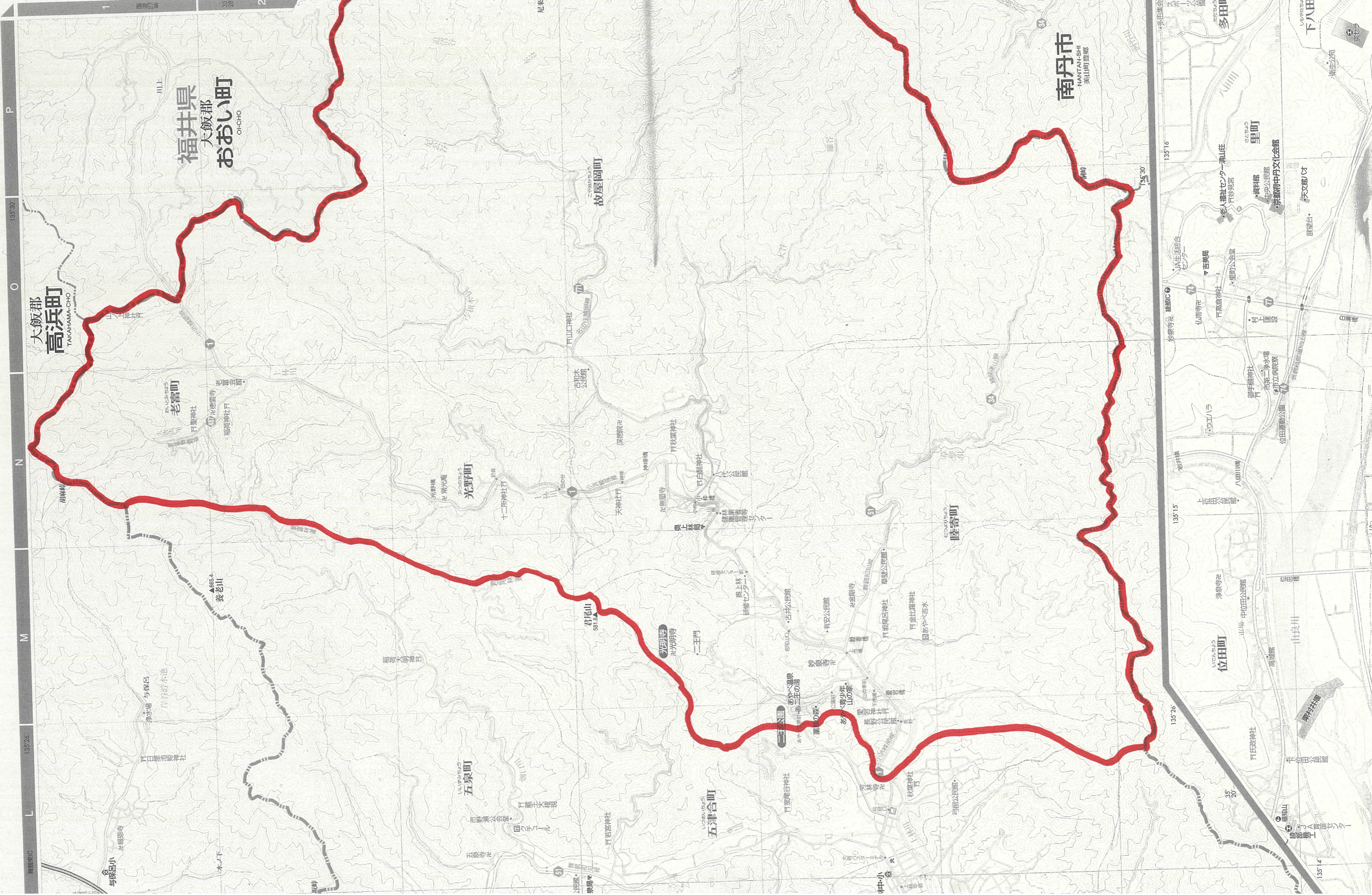
五津台町
イツタノ

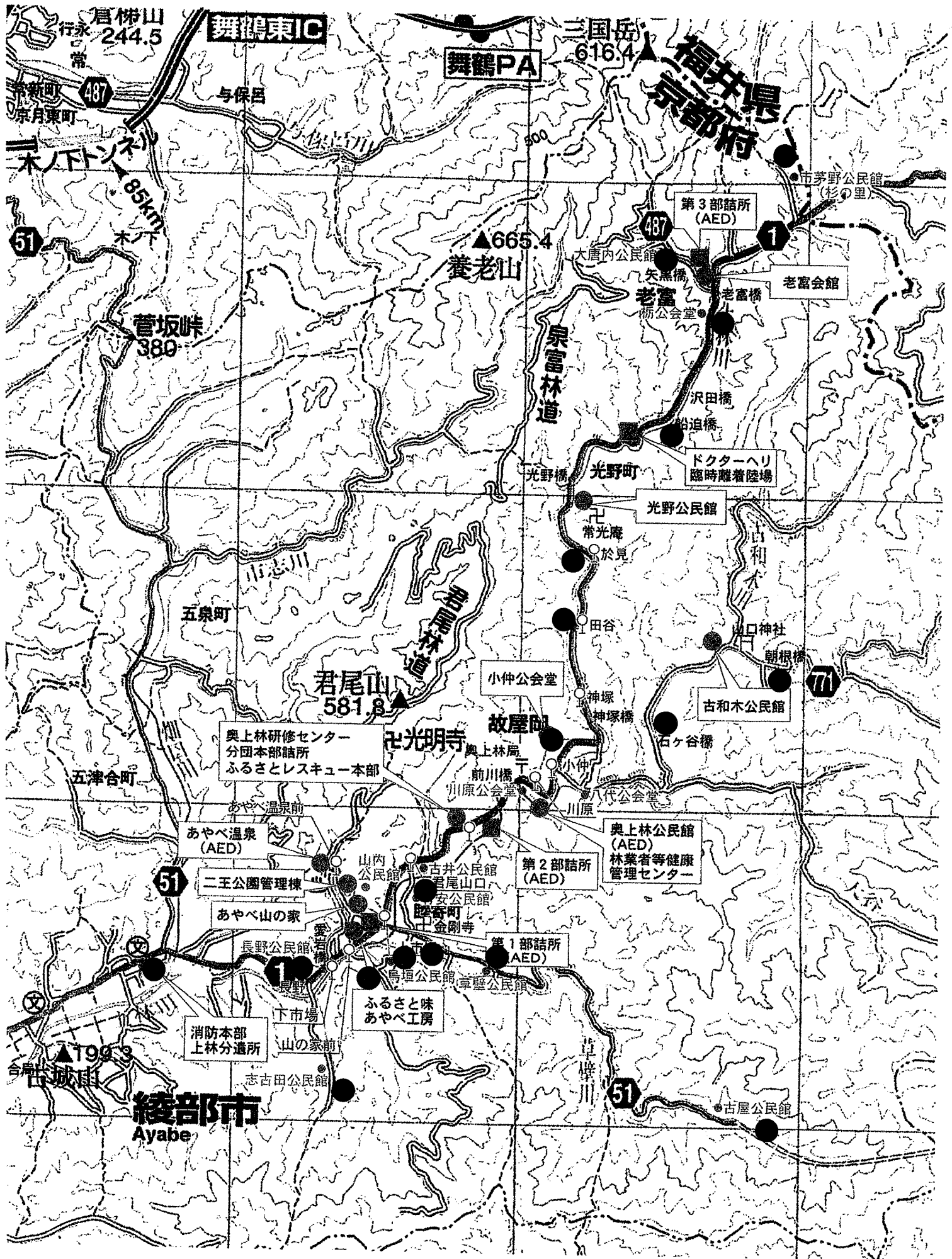
陸寄町
リキヨ

位田町
ウラタ

里町
サト

下八田町
シモヤタ





舞鶴東IC

舞鶴PA

三国岳 616.4

福井県
京都市

▲665.4
養老山

菅坂峠
380

▲581.8
君尾山

綾部市
Ayabe

奥上林研修センター
分団本部詰所
ふるさとレスキュー本部

第2部詰所 (AED)

第1部詰所 (AED)

第3部詰所 (AED)

奥上林公民館 (AED)
林業者等健康
管理センター

● バス停

バス運行表

運行ダイヤ

	時刻	自治会	停留所	備考
1	7:45	市茅野	市茅野	
2	7:51	大唐内	大唐内公民館	
3	7:53	栃	みのだ橋	
4	7:55	光野	船迫倉庫前	
5	7:59	〃	於見バス停	
6	8:01	〃	田の谷バス停	
7	8:11	古和木	朝根橋	
8	8:14	〃	石ヶ谷橋	
9	8:19	小仲	小仲バス停	
10	8:23	有安	有安公民館	
11	8:27	草壁	草壁公民館	
12	8:29	鳥垣	鳥垣公民館	
13	8:30	〃	今飼三叉路	
14	8:34	志古田	志古田三叉路	
15	8:36	長野	長野バス停	
	8:38	大町バスターミナル着		
	8:20	古屋	渡辺宅	

運行ダイヤ

1	13:25	各停留所まで	帰り 大町バスターミナル発
2	15:25	各停留所まで	

令和5年4月21日
総合政策局バリアフリー政策課

ベビーカー利用に関するキャンペーンを実施します ーベビーカー利用者の方々へのご理解とご協力をー

「子育てにやさしい移動に関する協議会」では、5月1日から1ヶ月間、公共交通機関等でベビーカーを利用しやすい環境作りに向けて、ベビーカー使用者及び周囲の方のお互いの理解を深めるため、本年4月1日に発足した「こども家庭庁」とも取組を共有するなど連携して、キャンペーンを実施します。

国土交通省では、平成26年3月に「ベビーカー利用にあたってのお願い」及び統一的な「ベビーカーマーク」などについてとりまとめ公表を行いました。

以降、毎年度、ベビーカー使用者及び周囲の方のお互いの理解を深めるため継続的な普及・啓発活動として、関係事業者等と連携して、キャンペーンを実施しており、今回で10回を数えることとなりました。

また、キャンペーンを通じて、ベビーカーマークの認知度(※)の向上にも努めてまいります。

(※)ベビーカーマーク認知度に関する調査(令和4年7月)においては、43%。

記

1. キャンペーン時期

令和5年5月1日(月)～5月31日(水)の1ヶ月間

2. キャンペーン内容

本年度の取組は別添のとおり。

3. キャンペーン主催者

子育てにやさしい移動に関する協議会(別紙5「こそモビ協議会」。オブザーバー:こども家庭庁)

4. キャンペーン実施者

鉄道:39事業者・団体、バス:242事業者・団体をはじめ、旅客船、旅客船ターミナル、空港ターミナル、商業施設等において実施予定

<問い合わせ先>

国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課 久島、萩原
TEL: 03-5253-8111 (内線 25-503)
03-5253-8306 (直通)

ベビーカーマークは、
ベビーカーを安心・
安全に使用するため
のマークです。

ベビーカーマーク

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。



ベビーカー 使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。



ホームページでも情報を発信しています。

ベビーカーからのお願い。 お互いに 思いやりの気持ちを。

周囲の方へ

電車やバスでは、ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。

※バスについては、走行環境によって折りたたみ、着席のご乗車をお願いすることがあります。

ベビーカー使用者には、温かい気持ちで接し、見守りましょう。

エレベーターがない場所での上り下り、電車やバスの乗車時など、手助けを申し出てください。



詳しくはQRコードからご覧ください。

ベビーカーをご使用の方へ

周囲の方との接触や運行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。

電車やバスの乗車時など、困っているときは遠慮せずに手助けをお願いしてみましょう。



ベビーカーマークは、ベビーカーを安全・安心に使用するためのマークです。
ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道、バスの車両スペース等）を表しています。



混雑時などには、お互いに譲り合って、快適にご利用頂けるよう、ご協力をお願いします。

知ってください子ども用車いすのこと

病気や障がいが理由で、“これがないと移動できない”子どもたちが使用しています。

折りたたみません

座る姿勢が取れないなどの身体的特徴から、車体を折りたたむことは容易ではありません。

重量があります

車いす自体の重量に加え、医療器具を登載している場合もあります。車体を持ち上げて大きな段差などを越えることは非常に困難です。

子ども用車いすマークもあります



一般社団法人 mima family



ベビーカーマークのロゴ

お示ししているマークは一例です。

ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備（エスカレーター等）を表しています。



「子育てでやさしい移動に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指します。

(特非)子育てひろば全国連絡協議会、(特非)せたがや子育てネット、(特非)びーのびーの、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会、(公)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本旅客船協会、定期航空協会、(一社)全国空想ビル事業者ビル事業者協会、(一社)日本ホテル協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、(一社)日本百貨店協会、(一社)日本ビルディング協会、(公)交通エコロジー・モビリティ財団、国土交通省